

名誉毀損主張対比表

1 投稿 1

No.	対象となる投稿	名誉を毀損し得る表現行為があったか (事実の摘示又は意見ないし論評の表明の区別)		被告の社会的評価を低下させる行為か		公共利害性のある公益目的による表現か		真実性・相当性のある表現か	
		被告の主張	原告の主張	被告の主張	原告の主張	原告の主張	被告の主張	原告の主張	被告の主張
①	<p>[AM 06:50]</p> <p>いやね、絶賛現在進行形なんですがね</p> <p>『A iさんの作品が、素晴らしいので漫画にさせていただきます！もちろん著作物利用料（印税）払いますんで！』</p> <p>って言われて、</p> <p>『今仕事が詰まっていて詳しく話を伺えないので、仕事がひと段落したら詳しく話を伺わせてください』</p> <p>ってレスしたんですよー</p> <p>そしたら、返事待たずに勝手に漫画にして、勝手にDL siteとFANZAと虎の穴で『声掛けてきたヤツ』が『原作者作者』名義で販売してるんですよー</p>	<p>【事実の摘示】</p> <p>事実でないにもかかわらず、被告が、原告に対して、原告の制作した著作物について、原告の了解をとることなく、無断で漫画化し、被告が「原作者作者」であることを明示した。</p> <p>【意見ないし論評の表明の非該当性】</p> <p>いずれも、意見ないし論評に当たらない。</p>	<p>【意見ないし論評】</p> <p>被告からの漫画化の提案に対して、原告が詳しく話を伺わせてくださいと言ったにもかかわらず、被告が原告の返事を待たずに漫画化したことを前提として、被告に対する不満を表明したものである。</p>	<p>【社会的評価の低下】</p> <p>被告は、同人サークル「J i」を主催する者であって、弁理士であり知的財産権を取り扱う者である。これに対し、被告が、著作権侵害を無断で行う者であり、相当な利用料を払うことなく、クレームを述べた相手に対して弁護士を付した訴訟をちらつかせるという、(原告の)妄想を疑われかねないほどおかしな言動をとっている者である、ということであれば、被告の依頼を受け得る同人作家にとっては依頼等を避けるべき人物であって被告の今後の同人誌制作等に支障が出かねないばかりか、弁理士が知的財産にまつわる犯罪を犯したというレッテル自体で、被告の社会的評価は著しく低下するといえる。</p> <p>【公然性】</p> <p>24人が参加する中で、不特定多数人に伝播可能性がある。</p>	<p>【社会的評価の低下の非該当性】</p> <p>乙19の1(K i)は、「L iんとA iさん中心で盛り上がったので、うすうすB iさんのことかな、くらいには思っていました。」と回答し、乙19の3(M i)は、「なんかお金のことでもめてる的なやつですよ。ぼく、リアクションしてましたっけ？最近お二人がもめてるのは知ってるし、有償で依頼って話ですし まぁB iさんのこと言ってるんだろうなどは思ったと思うんですが、内容がどこまで正しいのか正しくないかはわからんですし、そこには首つっこみたくないなと思ってるんで、ぼくがリアクションしてる場合はB iさん以外の人だと思ってるで大変ですねとか言ってるんじゃないかと思います」と回答しており、「D A R A K E N A I」に参加している者らは、原告と被告との間にはトラブルがあり、それぞれの事実の認識に齟齬が生じているという状況であることは知っていた。したがって、閲覧者は、原告の認識していること(意見、感想)が書かれていると理解するのであるから、被告の社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>【公然性非該当性】</p> <p>本件投稿1は、「D A R A K E N A I」において投稿されたものであり、24人が参加していたが、実際に当該チャットに投稿していたのは、原告とF i氏の他「M i」、「N i」、「O i」、「P i」の合計6名であり、「M i」(乙19の3)以外は、被告からの聞き取りはされていない(甲50)。公然性とは、不特定または多数人が認識し得る状況を意味するところ、上記のような閉鎖的なD i s c o r dでのやりとりは、不特定多数の者に閲覧されるものではないから、公然性は認められない。</p>	<p>【公共利害性】</p> <p>被告は、多くのクリエイターと請負契約を締結する等して同人誌を発行、販売していることから、本件投稿1に係る事実は公共の利害に関する事実であるといえる。</p> <p>【公益目的】</p> <p>原告は、被告の行為の不当性を明らかにし、注意喚起を図る目的で本件投稿1を行ったことから公益目的を有するといえる。</p>	<p>【公共利害性の欠如】</p> <p>一人である被告において、事実を公衆に知らせ、これに対する批判や評価の資料とすることが公共の利益増進に役立つと認められるものではなく、また、被告がそのような社会的地位にあるとの特段の事情は認められない。</p> <p>【公益目的の欠如】</p> <p>公益上必要又は有益と認められるほどの事情もない。</p>	<p>【真実性】</p> <p>被告からの漫画化の提案に対して、原告が詳しく話を伺わせてくださいと言ったにもかかわらず、被告が原告の返事を待たずに漫画化したことは事実であり、前提となる事実の重要部分については真実であるといえる。</p> <p>【相当性】</p> <p>人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものともいえない。</p>	<p>【真実性の欠如】</p> <p>原告が「詳しく話を伺わせてくださいと言った」という事実を証明する書証はなく、事実として認められない。そのため、重要な部分において真実であることが証明されていない。</p> <p>【相当性の欠如】</p> <p>被告が弁理士であることを踏まえると著作権侵害に当たるような行為をするという内容であり、人身攻撃に及ぶものと認められる。</p>

②	<p>しかも声掛けてきたヤツの言い分が『ボクの方が知名度高いからボクの名義で作品出しました!』という意味わからないもんでねー</p>	<p>【事実の摘示】 事実がないにもかかわらず、被告が制作した漫画において、被告が「原作者作者」とであると明示したのは、原告より被告の方が知名度が高いからという理由であったと述べている旨を明示した。</p> <p>【意見ないし論評の表明の非該当性】 意見ないし論評に当たらない。</p>	<p>【意見ないし論評】 被告を原作者として本件漫画を販売したことに対する被告の言い分を前提とした意見、感想である。</p>	<p>【社会的評価の低下】 (事実の摘示部分) 同上</p> <p>(意見ないし論評部分) 仮に「意味わからないもんでねー」との部分が意見ないし論評に当たるとしても、被告の発言(とされるもの)の内容がおかしいと指摘するものであり、被告についてこのようなおかしい発言をする者であるとする内容であるから社会的評価を低下させるものといえる。</p>	<p>【社会的評価の低下の非該当性】 事実の摘示であったとしても、知名度が高い作者の方の名前を「原作者作者」として明示すると述べたこと自体は、被告の社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>【意見ないし論評部分】 「意味わからないもんでねー」という意見は、被告の社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>【公然性非該当性】 同上</p>	<p>【公共利害性】 同上</p> <p>【公益目的】 同上</p>	同上	<p>【真実性】 被告が「ボクの方が知名度高いからボクの名義で作品出しました!」と言ったのは事実である。</p> <p>【相当性】 人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものともいえない。</p>	<p>【真実性の欠如】 「被告が「ボクの方が知名度高いからボクの名義で作品出しました!」と言った」という事実を証明する書証はなく、事実として認められない。そのため、重要な部分において真実であることが証明されていない。</p> <p>【相当性の欠如】 同上</p>
③	<p>因みに、その人は著作権利用料(印税)全額踏み倒した上で、</p>	<p>【事実の摘示】 事実がないにもかかわらず、被告が、原告に対して、著作物利用料(印税)を全額踏み倒したと明示した。</p> <p>【意見ないし論評の表明の非該当性】 意見ないし論評に当たらない。</p>	<p>【意見ないし論評】 平成30年8月24日のDiscordの音声通話で原告と被告とで、著作物利用料についての意見を交わし、契約書を作成する流れであったにもかかわらず、契約書が作成されず、著作物利用料としての支払いがなかったことについて原告の意見、感想を述べたものにすぎない。</p>	<p>【社会的評価の低下】 本件投稿1①と同じ</p>	<p>【社会的評価の低下の非該当性】 同上 原告と被告との間で、著作物利用料についての意見を交わし、契約書を作成する流れであったにもかかわらず、契約書が作成されず、著作物利用料が支払われていないという事実関係を前提に、原告の意見、感想を述べたものであり、被告の社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>【公然性非該当性】 同上</p>	<p>【公共利害性】 同上</p> <p>【公益目的】 同上</p>	同上	<p>【真実性】 平成30年8月24日のDiscordの音声通話で原告と被告とで、著作物利用料についての意見を交わし、契約書を作成する流れであったにもかかわらず、契約書が作成されなかったことは事実である。前提となる事実の重要部分については真実であるといえる。</p> <p>【相当性】 同上</p>	<p>【真実性の欠如】 原告の主張するような事実は存在しない。</p> <p>【相当性の欠如】 被告が弁理士であることを踏まえると著作権侵害に当たるような行為をするという内容であり、人身攻撃に及ぶものと認められる。</p>
④	<p>『そっちが文句言おうものなら弁護士立てて訴えますから!僕、顧問弁護士いるのでね、はっはっは』 とか言って、マイクじゃなくて弁護士チラつかせてるマジものやべえヤツですわー</p>	<p>【事実の摘示】 事実でないにもかかわらず、被告は、原告に対し、文句があるなら顧問弁護士を立てて訴えると述べたと明示した。</p> <p>【意見ないし論評の表明の非該当性】 意見ないし論評に当たらない。</p>	<p>【意見ないし論評】 以前からの被告の態度からすれば、訴訟提起を辞さないであろうという意見を述べたにすぎない。</p>	<p>【社会的評価の低下】 (事実の摘示部分) 文句を言うのであれば、「顧問弁護士を立てて訴え」という脅迫めいた発言をする者であると指摘するものであり、社会的評価を低下させるものといえる。</p> <p>(意見ないし論評部分) 仮に「マジものやべえヤツ」との部分が意見ないし論評に当たるとしても、この評価は、被告の性格等を貶める表現であり、社会的評価を低下させるものといえる。</p>	<p>【社会的評価の低下の非該当性】 事実の摘示であったとしても、被告が、自身に対して主張がある原告に対して、顧問弁護士を立てて訴えると述べることは被告の社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>「マイクじゃなくて弁護士チラつかせてるマジものやべえヤツですわー」という意見は、被告の社会的評価を低下させるものではない。</p>	<p>【公共利害性】 同上</p> <p>【公益目的】 同上</p>	同上	<p>【真実性】 被告が、甲52のとおりツイートしたことは事実であり、被告が、原告の「行為」について警察を呼ぶ、顧問弁護士を雇っているから、訴訟も辞さないと、Discordの音声通話等で多くの者に触れ回ったことは事実である。そして、被告のツイートを見た者や、被告から、被告が原告に対し法的措置を採る旨の発言を聞いた者ら26人から原告に連絡があり、被告の原告に対する態度や、オフ会への参加に関する意見が述べられたことは事実である。このため、前提となる事実の重要部分については真実であるといえる。</p> <p>【相当性】 同上</p>	<p>【真実性の欠如】 「被告が、原告の上記の「行為」について警察を呼ぶ、顧問弁護士を雇っているから、訴訟も辞さないと、Discordの音声通話等で多くの者に触れ回ったことは事実である。」という事実は存在しない。</p> <p>【相当性の欠如】 「マジものやべえヤツ」との内容は人身攻撃に及ぶものである</p>

⑤	<p>マジでこんなネタじゃないのかって思ったもんです 弁護士先生数人に相談したら 『そんなヤツリアルにいるわけないでしょ？弁護士先生じゃなくてQ i先生に相談した方がいいですよ？』 って言われましたわ(ω´)</p>	<p>【事実の摘示】 原告が正しく被告の言い分がおかしいと弁護士が言っている旨を明示するばかりか、被告の言動が妄想の世界の住人であるかのような極めておかしい行動をする者であるかのように明示した。</p> <p>【再反論】 「Q i先生」は、予備校講師、タレントとして活躍しているR i氏ではなく、インターネット上で非常に有名な「DrQ iのこころと脳の相談室」というサイトを運営する精神科医を名乗る者を指すものと認められている。R i氏では内容と整合しない。なお、同サイトは、「まさかとは思いますが、この「弟」とは、あなたの想像上の存在にすぎないのではないのでしょうか。」というフレーズで有名となっており、本件投稿における「そんなヤツリアルにいるわけないでしょ」というのは「想像上の存在にすぎない」というこの有名なフレーズにかけているのである。十数年前に2 c hで流行したインターネットミームであって、同時代において2 c h等に親しんでいたものであれば十分に理解している。</p>	<p>【意見ないし論評】 原告が被告について弁護士数人に相談したところ、原告の相談内容が現実的なものとは思われず、懐疑的な態度をとられたことや、弁護士では対応が難しい相談であるとの回答を受けたことについて、意見、感想を述べたものにすぎない。</p>	<p>【社会的評価の低下】 (事実の摘示部分) 被告が、妄想の世界の住人であるかのような極めておかしい行動をする者であるというものであり、社会的評価を低下させるものといえる。</p> <p>(意見ないし論評部分) 仮に「ネタ」との部分が見えないし論評に当たるとしても、本件投稿1の一連の流れの中で、「ネタ」と評するのは、状況の馬鹿馬鹿しさを評しているのであって、すなわち、被告の行為(とされるもの)を「ネタ」扱いしており、社会的評価を低下させるものである。</p>	<p>【社会的評価の低下の非該当性】 事実の摘示であったとしても、原告が弁護士に相談したことに関する事実であり、被告の社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>【意見ないし論評部分】 「マジでこんなネタじゃないのかって思ったもんです」という意見は、被告の社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>【公然性非該当性】 同上</p>	<p>【公共利害性】 同上</p> <p>【公益目的】 同上</p>	同上	<p>【真実性】 上記内容は真実である。</p> <p>【相当性】 同上</p>	<p>【真実性の欠如】 原告の真実性の主張は、曖昧であるし、表現の内容とも整合しない。</p> <p>【相当性の欠如】 被告の言動が妄想の世界の住人であるかのような極めておかしい行動をする者であるかのような内容についてはまさに人身攻撃に及ぶものである。</p>
⑥	<p>[AM 07:08] いや、今いい弁護士先生と出会えて裁判に向かって話を詰め中ですわ 因みに被害総額が概算で400万オーバーだとかになって、金額に震えるところ←今ココ</p>	<p>【事実の摘示】 事実でないにもかかわらず、被告による著作権侵害の被害額が多額である旨を明示した。</p> <p>【意見ないし論評の表明の非該当性】 意見ないし論評に当たらない。</p>	<p>【意見ないし論評】 原告が、原告代理人に訴訟物の価額がどの程度になるかを聞いた際、予想以上に高額であったことについての意見、感想を述べたものにすぎない。</p>	同上	<p>【社会的評価の低下の非該当性】 原告が被告に対する訴訟提起の準備をしていることは、被告の社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>【意見ないし論評部分】 被告による著作権侵害の被害額が400万円を超えるという法的見解を表明することは、被告の社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>【公然性非該当性】 同上</p>	<p>【公共利害性】 同上</p> <p>【公益目的】 同上</p>	同上	<p>【真実性】 原告が当時、訴訟提起の準備をしていたこと、訴訟物の価額が4 0 0万円を超えていたことは真実である。</p> <p>【相当性】 同上</p>	<p>【真実性の欠如】 あくまで原告側の算定であり、原告の請求が認められない以上、真実ではない。</p> <p>【相当性の欠如】 著作権侵害をする者であるというものであり、人身攻撃に及ぶものである。</p>